

1 委託業務名

うちエコ診断事業

2 事業の概要と目的

本事業は、「岡山県地球温暖化対策実行計画」に基づき、家庭における二酸化炭素排出量削減や省エネの一層の促進を図るため、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたアドバイスを行う「うちエコ診断」を実施し、効果的な二酸化炭素排出量の削減・抑制の行動を促すとともに、登録診断員のスキル維持・向上及び診断の質の確保を図るため、スキルアップ研修を実施するものである。

3 委託業務の内容

「見える化」による省エネ対策として環境省が推進する家庭エコ診断制度の診断業務及び診断員のスキルアップ研修を実施すること。

(1) うちエコ診断事業

① うちエコ診断対面診断

家庭での省エネ対策として、環境省が作成する診断ソフトを活用した「うちエコ診断」を実施することにより、各家庭の実情に応じた省エネ行動を促すアドバイスを行うこと。

ア 診断機関の登録

受託者は、委託契約締結後、速やかに環境省の家庭エコ診断制度における登録診断実施機関として、制度運営事務局による認定を受けること。なお、既に診断実施機関として認定を受けている場合はこの限りでない。

イ 診断実施件数 40件程度

ウ 対象者 一般県民

エ 診断員

環境省の「うちエコ診断士」の認定を受けた者を診断員として募集・登録し、受診家庭又は受診窓口・会場等へ派遣して診断を実施すること。なお、診断員は事業に支障のない員数を確保すること。また、受診家庭等への派遣に替えてオンラインで診断を行うことも可能とする。

オ 診断ソフト 環境省「うちエコ診断」の診断ソフトを使用すること。

カ 診断手法

原則として環境省の家庭エコ診断制度のガイドラインに沿った手法で診断を行うこと。ただし、診断の条件等によりやむを得ないと認められる場合に限り、県と協議の上、有効な診断データが確保される範囲内で、診断時間短縮のための簡素化を図ることができるものとする。

キ 受診者募集

募集チラシ作成・配布、広報媒体活用、ホームページ掲載等のほか、イベント等でのPR、各種団体・企業等への呼びかけ等により受診者の確保に努めること。

ク 診断期間 診断は、令和8年1月31日までに全て終えること。

ケ 事後アンケート

受診者に対し、受診の効果、提案した対策の実施状況等に関するアンケートを行うこと。

コ 診断データの取りまとめ

診断及び事後アンケートの結果を基に、受診家庭のCO₂排出総量及び内訳、対策の選択及び実施率、受診の効果等についてデータの取りまとめを行うこと。なお、その際はデータ集計及び分析内容等については、県と協議の上、実施すること。

②うちエコ診断WEBサービス

年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を入力することで、家庭からの二酸化炭素排出量や効果的な地球温暖化対策のアドバイスを得ることが出来る「うちエコ診断WEBサービス」について普及・啓発（チラシ作成・配布、イベントでのPR、HPへの掲載等）を行い、診断実施件数の増加に努めること。また、実施件数やCO₂削減量の取りまとめを行う。

ア 診断実施件数 60件程度

イ 対象者 一般県民

ウ 診断期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) うちエコ診断士スキルアップ研修

登録診断員のスキル維持・向上及び診断の質の確保を図り、事業を安定かつ継続的に実施するため、診断員のスキルアップ研修を実施すること。

① 実施回数 1回

② 対象者

原則として、受託者が環境省から認定を受けた診断実施機関に登録している診断員（うちエコ診断士）とする。

③ 実施内容

省エネに関する最新の技術・制度、環境保全・地球温暖化対策等の動向、うちエコ診断の制度解説など診断員に必要となる情報提供、並びに診断技術に係るワークショップやロールプレイング等の実技講習とする。

④ 実施時期

診断期間等を踏まえ、出来るだけ年度の早期に実施すること。なお、全ての登録診断員が受講できるよう日程等に配慮すること。

4 業務に係る留意事項

(1) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、本業務に従事する診断員についても、登録時に個人情報保護に関する誓約書を徴し、個人情報の保護に関する法令の遵守及び本事業で収集した個人情報の業務外での利用や受託者以外の第三者への開示・提供を行わないよう徹底させること。

(2) 事業実施に当たっては、必要に応じて県と協議し、その指示に従って進めること。

(3) 本委託業務は、廃棄物の抑制やリサイクルの促進を目的に産業廃棄物の処分量に応じて事業者から納税された「産業廃棄物処理税」を財源として活用しているため、印刷物等の作成にあたっては、その旨を記載すること。

5 実績報告書等の提出等

委託業務終了後、速やかにその実施状況が分かる実績報告書及び収支決算書を県に提出すること。

- 6 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 7 委託限度額 1,303,279円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県（実施機関）を、乙は受託者を指す。